

## 利益相反に関する規定

### 1. 目的

茨城県母性衛生学会（以下本会という）が関わる事業活動において公平性・客観性および信頼性を確保し、利益相反状態を適切に管理し、本会の発展および社会的責務を果たすことが目的となる。

### 2. 対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し適応される。

- ① 本会会員
- ② 本会役員、学術集会会長（次期学術集会会長、次々期学術集会会長も含む）
- ③ 本会が主催する学術集会やシンポジウム、市民公開講座などで発表、講演をする者
- ④ 本会が発行する機関誌や図書、刊行物などで発表する者および編集者

### 3. 開示すべき事項

以下の事項で基準を超える場合は、利益相反の状況を所定の用紙に記入し、自己申告によって開示しなければならない。基準を超えていない場合は、所定の様式に従い、基準を超えていない旨を自己申告する。なお、自己申告および申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。

- ① 企業や営利を目的とした団体（以下「企業など」という）の役員、顧問職、寄付講座に属する者  
一つの企業などから年間 100 万円以上の報酬を受け取っている場合は、その企業などの名称と金額
- ② 研究に関連した企業などの株の保有  
一つの企業などについて株式から年間 100 万円以上の利益（配当、売却益の総和）を取得した場合、または当該企業の発行済株式全数の 5%以上を保有している場合は、その株式名と取得金額または株数
- ③ 特許権使用料  
研究に関連した企業などから特許権使用料として支払われた金額のうち、一つの特許権使用料として年間 100 万円以上の場合は、その企業名などの名称と金額
- ④ 日当・出席料・講演料など  
研究に関連した一つの企業などから支払われた日当・出席料・講演料などが年間 50 万円以上の場合は、その企業などの名称と金額
- ⑤ 原稿料  
研究に関連した一つの企業などから支払われた原稿料（パンフレットなどの執筆）が年間 50 万円以上の場合は、その企業などの名称と金額
- ⑥ 研究費  
研究に関連した一つの企業などから支払われた研究費のうち、一つの臨床研究に対する総額が年間 200 万円以上の場合は、その企業などの名称と金額

⑦ 奨学寄付金（奨励寄付金）

研究に関連した一つの企業などから支払われた奨学寄付金（奨励寄付金）が、1名の研究責任者に対して年間200万円以上の場合は、その企業などの名称と金額

⑧ その他

研究に関連した一つの企業などから受けたその他の報酬など（研究とは直接関係のない旅行や贈答品など）が年間5万円以上の場合は、その企業などの名称と金額

4. 学術集会やシンポジウムなどでの発表

① 筆頭演者が開示しなければならない利益相反状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

② 学術集会やシンポジウム、市民公開講座などで発表する者は、演題応募もしくは抄録提出時に過去1年間における筆頭演者の利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。演題応募もしくは抄録提出を行わない講演発表者は発表前1年間の利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。

③ 発表前に明らかにする利益相反状態は発表スライドあるいはポスターで開示する。

5. 機関紙などでの発表

① すべての著者は論文投稿内容（本会学術集会抄録は除く）に関係する企業や営利を目的とする団体に関わる利益相反状態を、投稿規定に定める様式により開示しなければならない。

② 開示が必要なものは、論文投稿1年前から投稿時までのものとする。

③ 提出された“発表者の利益相反自己申告書”は原則として論文査読者には開示しない。

6. 役員などの申告書届出

① 役員、学術集会会長が開示しなくてはいけない利益相反状態については本会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

② 役員、学術集会会長は、新しく就任した時と就任後1年毎に届出を提出しなければならない。申告書は1年分を記入し、その算出期間を明示する。

③ 在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は8週間以内に報告しなければならない。

7. 申告書の取り扱い

① 提出された届出（本会会員）は理事長を管理者とし本会事務局において厳重に保管・管理される。

② 利益相反情報は、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合には利益相反委員会および理事会の審議を経て公開することができる

③ 申告書の保管期間は、学術集会における発表または刊行物への掲載後2年間とし、役員等は任期終了後2年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、その保管期間中に利益相反情報について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により当該申告書の廃棄を保留できるものとする。

8. 利益相反委員会

理事会が指名する理事および代議員若干名で委員会を開催し、委員長は理事の互選により選

出する。

#### 9. 違反者への措置

提出された利益相反申告書が疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、利益相反委員会および理事会の審議を経て、発表の差し止めや会員資格失効などの措置を講じることができる。また、役員などは退任および委託を撤回することができる。

#### 10. 不服申し立て

違反措置の決定通知を受けた場合は、結果の通知を受けた後7日以内に、理事長宛の不服申し立て審議請求を学会事務局に提出することにより審査請求をすることができる。不服申し立てを受理した場合、速やかに利益相反委員会において誠実に再審議を行い、理事会の協議を経て、その結果を不服申し立て者に通知する。

#### 11. 規定の変更

本規定の変更をする場合は理事会の承認を得なければならない。

2018年5月29日新定